

平成15年(ワ)第21846号 損害賠償請求事件

原告 佐藤 瀧三郎

佐藤 陽子

被告 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

陳述書

平成16年4月15日

東京地方裁判所 民事第14部 御中

住所 *****
氏名 佐藤 栄一 印

1. 私は、昭和38年8月21日に佐藤瀧三郎と陽子の長男として生まれました。

その後、平成43年2月23日に次男である進が生まれ、平成44年2月17

日に長女房子が生まれました。

今回、弟である進が七生福祉園で入浴中に溺死した事件については、信じ

られないという気持ちでいっぱいです。

七生福祉園が入浴中の進の安全を守るための十分な見守り体制を整えて

いなかったことが進が浴槽で溺死したことの原因であると考えます。

私は、七生福祉園から1年に数回帰宅したときには、ほとんど私が進と一

緒に生活していましたので、その生活状況や眼球上転発作が起きたときの状

況について陳述します。

2. 私は、進が帰省した際には、ほとんど進と一緒に過ごしていました。

進が帰省して私と一緒にいるときに眼球上転の発作が生じたときの状況

は次のとおりです。

すすむ いちねんかん なつ ぼんちゅう はる きかんちゅう ふゆ ねん
進は一年間のうち、夏（お盆 中）、春（ゴールデンウィーク 期間中）、冬（年
まつねんし
末年始）と3回は自宅に帰宅していました。

すすむ きせい わたし しごと やす わたし すすむ いっしょ
進が帰省するときは、私の仕事が休みでしたので、私がほとんど進と一緒に
す
に過ごしていました。私は、両親の家の近くにアパートを借りて生活してい
るのですが、すすむ わたし
進は私のアパートで寝泊りして朝から夕方まで私と一緒に過ご
して、夕方私と一緒に両親の実家へ行ってそこで入浴し、夕食を取るという
せいかつ
生活でした。

すすむ じっか にゅうよく そのご ゆうしょく にゅうよくまえ にゅう
進は、実家でまず入浴し、その後夕食をとっていたのですが、入浴前か入
よくごしょくじまえ がんきゅうじょうてん じょうたい
浴後食事前に眼球上転に状態になることが1回の帰宅期間内に数回ありま
した。

そのときの がんきゅうじょうてん がんきゅう うわむ はんぶん うえ かく
眼球上転とは、眼球が上向きになり半分くらい上のまぶたに隠
れるような じょうたい
状態になり、それまで活発に家の中を動き回っていたのがほとん
ど動かなくなり、また、いろいろと話しかけても応答がなくなるような じょうたい
状態
でした。

とくに にゅうよくまえ がんきゅうじょうてん おお わたし ちちおや すすむ じょうたい
入浴前ころに眼球上転となることが多く、私や父親は、進の状態
が 通常にもどってから にゅうよく
入浴させるようにしていた。

きたく きかん すすむ まいにち にゅうよく ゆふね にぶん
帰宅している期間、進は毎日入浴していたのですが、湯船には1、2分
くらいしかつからず、からだ あら
体もさっと洗うだけでしたので、入浴時間は合計で1
0分もかかりませんでした。

にゅうよくじ わたし りょうしん すすむ からだ あら てつだ
入浴時には、私や両親のどちらかが進の体を洗うことを手伝っていました。
また、からだ あら
体を洗うことを手伝わないときでも、私が両親のだれかが進が入浴中
であることを確認しており、にゅうよく じょうきよう かなら はあく
入浴の状況を必ず把握していました。

すすむ がんきゅうじょうてん ある べんき
進は眼球上転のままトイレまで歩いて行って便器にしゃがみこんで2
0分くらいこもっていることが多かったです。

ある い じょうたい つうじょう こと かんまん どうさ はい
トイレに歩いて行く状態も通常と異なり、緩慢な動作でした。トイレに入
っている間、あいだ かぞく なんどはな おうとう じかん
家族が何度話しかけてもほとんど応答がないのですが、時間が

経過して 眼球 上 転が治まってくるとだんだんと呼びかけに反応するように
なっていき、発作から数十分後にはもとに戻っていました。

3. 以上のような 進 の 状況 にもかかわらず、七生福祉園が 進 の 入浴 時の様子を
把握していなかったことは園の 進 に対する 援助の義務を 怠ったとしか 考 えら
れません。

以上